

○ 基金方式の必要性

1 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。

- ☞ 個別具体の事業を基金方式により実施することの必要性については、個々の事業の性質に応じて適切に判断する。
- ☞ 予算は単年度主義が原則であるが、補助金適正化法施行令を踏まえ、以下の2つの性質のいずれも満たす事務・事業については、基金方式を活用することにより、複数年度にわたる執行が可能。

- ・複数年度にわたる事務・事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であること
 - ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的・効率的な実施に必要であるとみとめられること
- ※具体例：①不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業、②資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業、③当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの

⇒ (ポイント) 基金設置以降の社会経済情勢の変化や執行状況等を踏まえ、今もなお、そもそも当該事業を実施する必要性があるか、また、その事業を基金方式で事業実施する必要があるのか

○ 定量的な成果目標

2 予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、定量的な成果目標を策定・公表する。

- ☞ 短期（3年程度）のものも含めて、当該事業の事業目的にかなった定量的な成果目標や短期・中長期の成果目標を達成するためのロジックモデル（効果発現経路）を基金シートにおいて明らかにする。

⇒ (ポイント) 以下の観点から、設定されている定量的な成果目標は適切なものになっているか

- 成果目標は、事業目的と整合的なものとなっているか
- 短期（→中期）→長期と各アウトカム指標間のつながりはロジカルなものとなっているか
- 設定された指標の水準は妥当なものとなっているか（容易に達成可能な水準ではないか等）

○ 基金への予算措置

3 基金への新たな予算措置は3年程度として、成果目標の達成状況を見て、次の措置を検討する。
(毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。)

⇒ (ポイント) 成果目標の達成状況はどうか

- 実績が芳しくない場合は、事業の改善を行う余地はないか
- 成果目標の達成状況を踏まえ、事業継続することが妥当といえるか

横断的な方針を踏まえた基金点検のポイント（続き）

○ 事業見込み・保有資金規模、支出が管理費のみとなっている事業

- 4 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。
- 5 基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。

（同基準や「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。）

⇒（ポイント）終了予定時期に照らし、保有割合（基金事業に要する費用に対する保有資金規模の割合）の算定根拠は具体的かつ合理的か

- 見込みと実績に乖離が生じている場合は、その要因を分析し、事業見込みに反映しているか
- 保有割合が「1」超の場合、当該部分を国庫返納しない理由は妥当か
- 具体的・合理的な算定根拠によらず、保有割合を機械的に「1」としていないか

⇒（ポイント）支出が管理費のみとなっている状況は妥当か

- 事業が終了しているものについては、遅滞なく廃止しているか
- 3年以上事業費の支出がないものは、使用見込みの低い基金として、事業を終了し、国庫へ返納する余地がないか

○ 執行体制

- 6 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

⇒（ポイント）基金に関する業務の民間事業者への外注に関しては、適切なルールの厳格な運用を通じて各府省庁による責任をもった基金事業の管理ができていますか

- 基金に関する業務が民間企業に外注されており、特にグループ企業内で業務の再委託が行われている場合は、管理費が高止まりして効率的な執行が阻害されていないか、基金所管省庁及び基金設置法人による一層厳格な管理体制が構築されているか